

大町市建設工事入札制度合理化対策要綱

(趣旨)

第1条 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際しては、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、業者の信用、技術及び施工能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるので、次の方法により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

(競争入札参加資格基準等)

第2条 建設工事の競争入札に参加を希望する業者について、大町市内に本店を有する建設業者にあつては、経営規模その他経営に関する客観的事項（以下「客観的事項」という。）の総合評定値及び大町市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年大町市告示第66号。以下「告示」という。）第3条第3号から第13号の各号に定める項目による総合評定値（以下「新客観点数」という。）との合計点数（以下「資格総合点数」という。）により、それ以外の建設業者にあつては、客観的事項の総合評定値により、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、発注の標準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定する。

2 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模等を審査して建設コンサルタント等の業務の適格者を決定する。

(競争入札に参加することができない者)

第3条 次のいずれかに該当する者は競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項第1号から第3号に掲げる者
- (2) 施行令第167条の4第2項第1号から第7号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者
- (3) 市税（大町市に納税義務がある場合に限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 営業に関し許可又は登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 大町市暴力団排除条例（平成24年条例第13号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (6) 建設工事にあつては大町市建設工事入札参加資格、建設コンサルタント等の業務にあつては大町市建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有していない者

(競争入札参加資格審査の実施)

第4条 建設工事及び建設コンサルタント等の業務の競争入札に参加する者に必要な資格については、告示の定めるところによる。

2 競争入札参加資格は、3年に1回、定期の審査（以下「定期審査」という。）を行う。

3 前項に規定するほか、市長が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(資格総合点数の基準等)

第5条 建設工事における資格総合点数の審査の項目及び基準は、客観的事項の総合評定値にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）の定めるところによることとし、新客観点数にあつては、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、新客観点数は各建設業者の客観的事項の総合評定値の25%を限度として加点する。共同企業体にあつては、審査の項目のうち、経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和を、経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値を、技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を、その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目の平均値をもって審査の対象とする。

- (1) 大町市の発注した工事の成績にあつては、告示第1条の表中第2項アにおける建設工事の資格審査基準日（以下「資格審査基準日」という。）の直前3年間の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」の3業種に係る工事成績平均点から65点を減じ、3.5を乗じて得た点数とする。ただし、「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」業種のみを加（減）点とする。
- (2) 資格審査基準日の直前4年間に於ける、国又は県による表彰の実績にあつては、企業もしくは当該企業に在籍している個人が表彰を受けた場合。また、大町市優良建設工事表彰実施要綱に基づく表彰の実績にあつては企業が表彰を受けた場合とし、1回につき10点とし、30点を上限とする。ただし、「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」業種のみを加点とする。
- (3) ISO認証若しくは環境活動評価プログラム「エコアクション21」認証取得状況については次によるものとする。
 - ア ISO認証の取得状況にあつては、資格審査基準日においてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズを取得している場合、それぞれにつき10点とする。
 - イ 環境活動評価プログラム「エコアクション21」の認証状況にあつては、資格審査基準日において認証を受けている場合10点とする。ただし、ISO14000シリーズとの重複加点はしない。
- (4) 民間資格等を有する技術者数にあつては、別表1の資格について、当該資格に係る対象業種を申請する場合、対象業種ごとに資格審査基準日において、当該資格を有する技術者1名につき1点とする。ただし、上限は30点とする。
- (5) 不誠実な行為の有無その他信用状態にあつては、資格審査基準日の直前2年間に於いて、市又は長野県から指名停止を受けた場合、当該指名停止を受けた月数に-10を乗じて得た点数とする。ただし、指名停止を受けた期間のうち、1月に満たない期間がある場合は、1月とする。減点は、最大15点までとする。
- (6) 市との災害協定を締結している場合は15点とする。
- (7) 地域貢献の実績にあつては、資格審査基準日の直前2年間に於いて、ボランティア等の無償奉仕活動を実施した場合、5点とする。
- (8) 労働福祉の状況にあつては、次によるものとする。

- ア 資格審査基準日の直前6月1日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定による障がい者の雇用義務を有する建設業者が、当該雇用すべき障がい者数以上を雇用している場合、10点とする。
- イ ア以外の建設業者が、資格審査基準日において障がい者を雇用している場合、10点とする。
- (9) 労働環境の状況にあつては、次によるものとする。
- ア 資格審査基準日において、従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、且つ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則で規定している場合、10点とする。
- イ 資格審査基準日において、「社員の子育て応援宣言！」の登録をしている場合、3点とする。なお、登録企業であつて資格審査基準日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている場合、更に7点を加点する。
- (10) SDGsの取組の状況にあつては、申請日において「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録をしている場合、10点とする。
- (11) 市内居住者で常時雇用されている者1名につき1点とする。なお、大町市定住促進事業により、移住・定住者として認められた者を常時雇用している場合は、さらに1人4点加点する。ただし、上限は30点とする。
- (12) 大町市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年告示第48号）に基づく、表示証の交付を受けている場合は10点とする。
- (13) 資格審査基準日の前年度において、市道除排雪業務（凍結防止剤散布業務を含む。）の受託実績を有している場合、20点とする。ただし、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」及び「舗装」業種のための加点とする。
- (14) 申請年度（受付年度）において、水道緊急対応当番を実施している場合、20点とする。ただし、「管」及び「水道施設」業種のための加点とする。

（競争入札参加資格審査の申請）

第6条 建設工事の競争入札参加資格を得ようとする者は、長野県入札参加資格申請受付・審査システム（以下「システム」という）を利用して必要事項を入力するとともに、次に掲げる書類を提出することにより、市長に資格の申請を行うものとする。なお、共同企業体にあつては第2号、第3号、第5号、第7号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 総合評定値通知書（法第27条の29第1項の規定による通知に係るもの）の写し及び経営事項審査申請時の工事種類別完成工事高の写し
- (2) 建設業許可証明書
- (3) 建設業許可申請書及び別表、営業所一覧表（新規許可等）（別紙二（1））、営業所一覧表（更新）（別紙二（2））のいずれか（法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る）
- (4) 県税等の証明書

ア 都道府県税につき未納の額がないことの証明書

長野県内に本店又は営業所等がある場合は、長野県税につき未納がないことの証明

書、本店が長野県外にあって長野県内に営業所等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書

イ 消費税及び地方消費税につき未納税額のないことの証明書

ウ 長野県内に住民登録のある個人にあっては、個人住民税（個人の市町村・県民税）につき未納の額がないことの証明書

エ 市税の納税証明書又は未納の額がないことについての証明書（大町市に納税義務がある場合に限る。）

(5) 法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、個人にあっては身分証明書及び後見登記等に係る登記事項証明書

(6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入が確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類（総合評定値通知書において確認ができる場合は提出不要）

(7) 委任状（法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）

(8) 誓約書

(9) 資格総合点数の審査の項目及び基準を満たすことを確認できる書類

大町市内に本店を有し、資格総合点数の加点を希望する場合に、別途定める書類を提出

2 建設コンサルタント等の業務の競争入札参加資格を得ようとする者は、システムを利用して必要事項を入力するとともに、次に掲げる書類を提出することにより、市長に資格の申請を行うものとする。

(1) 希望する業種における登録証明書又は登録通知書（測量及び建築コンサルタントにあっては必須）

(2) 県税等の証明書

ア 都道府県税につき未納の額がないことの証明書長野県内に本店又は営業所等がある場合は、長野県税につき未納がないことの証明書、本店が長野県外にあって長野県内に営業所等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書

イ 消費税及び地方消費税につき未納税額のないことの証明書

ウ 長野県内に住民登録のある個人にあっては、個人住民税（個人の市町村・県民税）につき未納の額がないことの証明書

(3) 法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、個人にあっては身分証明書及び後見登記等に係る登記事項証明書

(4) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入が確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類

(5) 委任状及び常駐する配置職員を記載した書類（様式任意、委任状に記載でも可）（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る）

(6) 技術者一覧表及び技術者等経歴書

(7) 誓約書

(8) 決算書

(審査結果の登録、通知等)

第7条 市長は、提出された申請書類により審査し、競争入札参加資格を認定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録するとともに、申請者に登録した旨と付与した等級等を通知するものとする。

(申請書記載事項の変更届)

第8条 第7条の規定による名簿に登録された者（以下、「有資格者」という。）は、次に掲げる事項について変更があった場合、速やかにシステムを利用して市長に届け出るものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（所在地）
- (3) 代表者又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人
- (4) 電話番号等連絡先
- (5) その他必要な事項

2 市長は、届出事項を確認の上、競争入札参加資格者登録名簿の変更を行う。

(競争入札参加資格の取消し等)

第9条 市長は、競争入札参加資格者が施行令第167条の4第1項各号の規定に該当したとき有資格者が第3条第1項若しくは同第2項若しくは法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至った場合、又は明確な虚偽申請が確認された場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により競争入札参加資格を取り消された場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。

(等級別発注標準)

第10条 建設工事の種類ごとの各等級別の発注の標準は、下表の左欄に掲げた等級の右欄の工事金額の範囲内とする。この場合の工事金額は請負工事設計金額とする。

工事 種類 等級	工 事 金 額					
	土木一式工事	建築一式工事	電気電通工事	管その他工事	舗装工事	とび・土工工事
A	全工事	全工事	全工事	全工事	全工事	全工事
B	8,000万円未満	9,000万円未満	2,000万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	5,000万円未満
C	3,000万円未満	4,500万円未満	600万円未満	700万円未満	500万円未満	700万円未満
D	1,500万円未満	2,000万円未満				
E	800万円未満	900万円未満				

(専門工事業者の決定)

第11条 土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含めて決定することができる。

(設備工事の分離契約)

第12条 電気工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。

(業者の選定)

第13条 業者を選定しようとするときは、建設工事にあつては等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資格者の中から、建設コンサルタント等の業務にあつては建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿より営業の種類に対応する有資格者の中から選定するものとする。

(業者選定基準)

第14条 第13条の規定により業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事施工についての技術的適性及び技術者の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況

(随意契約における業者の選定)

第15条 随意契約による場合の業者選定は、第13条の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。

(選定の特例)

第16条 特殊の技術を要する工事、緊急を要する工事又は特別の事由のあるときは、第13条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第17条 業者の選定については、関係者以外の者にもれないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(協業組合)

第18条 協業組合を設立して入札に参加しようとする建設業者については、長野県知事が定める要領を準用する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年告示第 26 号）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年告示第 60 号）

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年告示第 60 号）

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年告示第 50 号）

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年告示第 10 号）

この要綱は、平成 20 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 7 号）

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 9 号）

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 3 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、平成 25 年 6 月末日まで従前の効力を有する。

附 則（平成 27 年告示第 2 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、平成 27 年 6 月末日まで従前の効力を有する。

附 則（平成 28 年告示第 213 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、平成 29 年 6 月末日まで従前の効力を有する。

附 則（平成 30 年告示第 123 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分

された等級については、平成 31 年 6 月末日まで従前の効力を有する。

附 則（令和 3 年告示第 142 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、令和4年6月末日まで従前の効力を有する。

附 則（令和 6 年告示第 141 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定に基づき資格審査の申請がされ、区分された等級については、令和7年6月末日まで従前の効力を有する。